

## 1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、平成24年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- (2) この申告書は提出後、記載内容に異動があつたときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- (3) 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で能てる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (4) 20万円以上から給与の支払を受け、1か所から受けける給与だけでは配偶者控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「能てる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。

## 2 控除対象配偶者、扶養親族等の範囲

①控除対象配偶者	所得者（この申告書を提出する人をいいます。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成24年中の所得の見積額が38万円以下の人
②老人控除対象配偶者	①の控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人（昭和18年1月1日以前に生まれた人）
③扶養親族	所傳者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受け入れ及び白色事業専従者を除きます。）、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、平成24年中の所得の見積額が38万円以下の人
④世帯主扶養親族	③の扶養親族のうち、年齢16歳以上の人（平成9年1月1日以前に生まれた人）
⑤特定扶養親族	④の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成2年1月2日から平成6年1月1日までの間に生まれた人）
⑥老人扶養親族	④の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和18年1月1日以前に生まれた人）
⑦同居老人親等	⑥の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人
⑧障害者	所得者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族で、次のいずれかに該当する人 イ 精神上の障害により事務を弁識する能力を全く常況にある人、……全て特別障害者になります。 ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。 ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。 ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。 ト 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。 常に就床を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。 チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（昭和23年1月1日以前に生まれた人）で、町村長や福祉事務所長から、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は特別障害者になります。
⑨同居特別障害者	控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、その配偶者は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

## 3 記載についてのご注意

- (1) 「平成24年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額（収入金額が61万9千円未満の場合には65万円（収入金額を限度とします。））を差引いた金額が給与の所得の金額となります。  
なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、配偶者控除や扶養控除の判定の基礎となる所得には含まれません。
- (2) 「左記の内各欄には、それぞれ次の事項を記載してください。  
イ 障害者（特別障害者）……障害の状態又は該当する事実。その人が控除対象配偶者や扶養親族の場合には、併せてその人の氏名（特別障害者に該当する人の場合は同居の有無）  
ロ 病院及び平成24年中の所得の見積額（これらは住民税に属する事項に記入するため、記入を省略できます。）  
ハ 審査又は寡夫……死別、離婚、生死不明の別、生計を一にする子の氏名及びその子の平成24年中の所得の見積額などの算出又は寡夫に該当する事実。また、2の「⑩墓石」のロに掲げる墓石、「⑪特別の墓石」又は「⑫寡夫」に該当する人については、これらのほか平成24年中の所得の見積額  
ハ 労働学生……学校名と入学年月日及び平成24年中の所得の範囲とその見積額  
(3) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等（控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者等）の年齢16歳未満の扶養親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等をかけて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に書いてください。  
(4) 住民税に関する事項の欄には、扶養親族のうち年齢16歳未満の人（平成9年1月2日以後に生まれた人）について記載してください。